

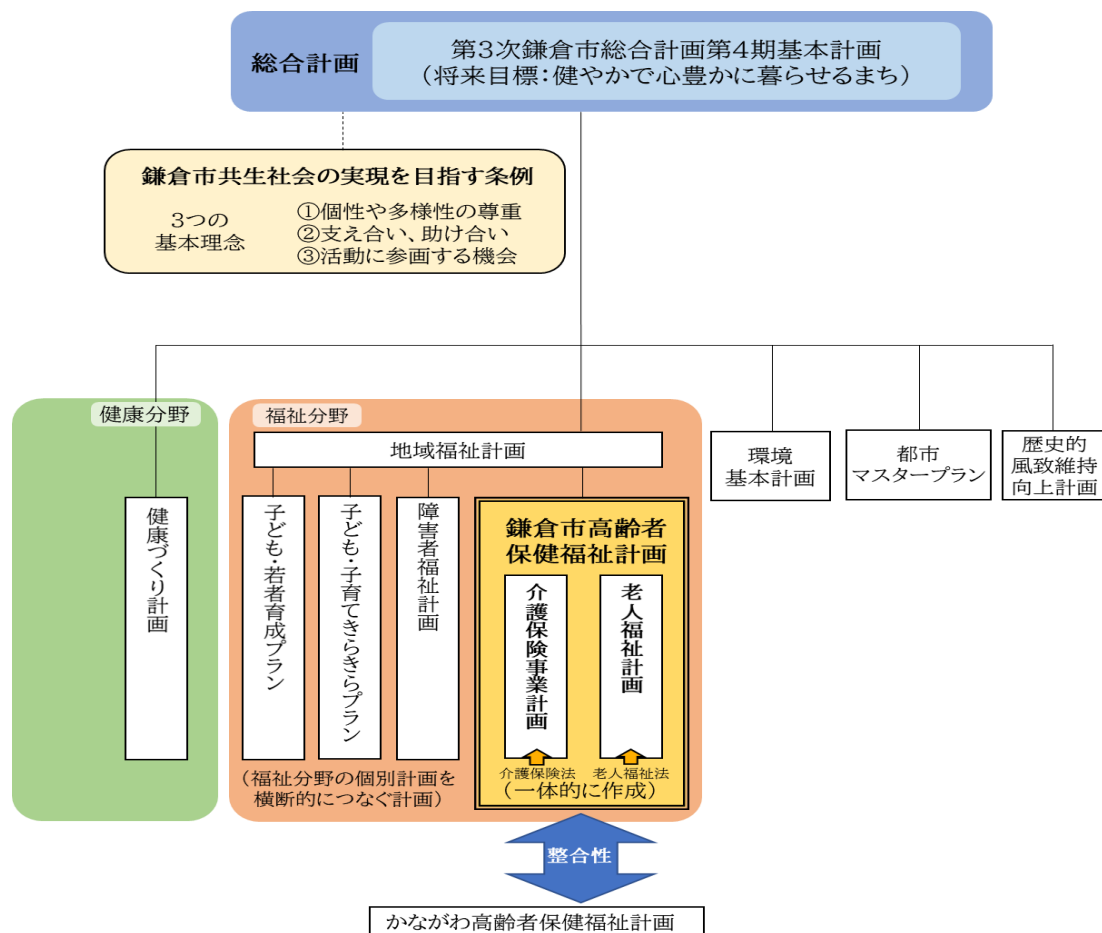
鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の進行管理等

1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要

(1) 高齢者保健福祉計画とは

鎌倉市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」が一体となった計画で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、高齢者に関する施策や介護保険事業について基本的な考え方や目標を定めたものです。

本計画は、本市の行政運営の基本方針である「鎌倉市総合計画」の個別計画、市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置づけられています。また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」とも整合性を図りながら進めていきます。



(2) 現行計画の概要

第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画（令和6年度～8年度）では、本計画期間中に迎える令和7年度の高齢者の状況や介護需要を見据えて、段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。

施策の体系として、基本目標と6つの基本方針、そして各方針に紐づく主要施策で構成されています。第9期では、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを踏まえ、総合的な認知症施策を推進する必要があることから、新たに「認知症の人を支える体制づくり」を基本方針に加えています。

2 計画推進の体制と進行管理

(1) 計画推進の体制

本計画を推進するために、行政をはじめ、市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

本市では、学識経験者、医療関係団体、高齢者・福祉関係団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、公募の市民、関係行政機関などにより構成する鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置・運営し、高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価を行うとともに、次期計画策定に向けた調査・審議など、高齢者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画を推進するため、鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会で「鎌倉市保健福祉計画実績報告書」を毎年度発行し、高齢者保健福祉計画登載の各事業の前年度実施状況、事業の点検、評価の指標に基づく評価などを行い、必要に応じて施策や事業の改善や見直しを行います。

また、進捗状況への評価・検証では、PDCAサイクルの手法を用いて、効果的・効率的な計画の進捗管理を行います。

各年度の事業報告は、市のホームページ等で公表します。

